

山口市重度心身障害者福祉給付金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、重度心身障害者のうち、国民年金制度上、日本国籍を有しなかったため障害基礎年金等を受けることができない者等に対し、重度心身障害者福祉給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、その生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害基礎年金等 国民年金法（昭和34年法律第141号）に規定する障害基礎年金、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年改正法」という。）第1条の規定による改正前の国民年金法に規定する障害年金、厚生年金法（昭和29年法律第115号）に規定する障害厚生年金、昭和60年改正法第2条の規定による改正前の厚生年金保険法に規定する障害年金及び法律によって組織された共済組合の支給する障害共済年金その他国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第28条に規定する障害を支給事由とする年金たる給付をいう。
- (2) 重度心身障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳で身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15条別表第5号）に掲げる級別が1級若しくは2級の記載のあるものの交付を受けた者、又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省事務次官通知）により障害の程度がAと判定されている者をいう。
- (3) 公的年金 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項に規定する公的年金たる給付又は国民年金法施行令第4条の9に規定する年金たる給付であって政令で定めるものをいう。
- (4) 住民登録 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による登録をいう。
- (5) 外国人登録 外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定による登録をいう。

(対象者)

第3条 給付金の支給対象者は、山口市に居住し住民登録若しくは外国人登録を行っている者で、次のいずれかに該当する障害基礎年金等の受給資格のない重度心身障害者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 昭和57年（1982年）1月1日前に満20歳に到達しており、同日において日本国内で外国人登録を行っていた者で、同日前に重度身心障害者であった者又は同日以降になったがその発生原因の初診日が同日前の者
- (2) 昭和36年（1961年）4月2日以降昭和57年（1982年）1月1日以前に日本国籍を取得した者で、日本国籍取得時に満20歳に到達してお

り、同日前に重度身心障害者であった者又は同日以降になったがその発生原因の初診日が同日前の者

(3) 昭和61年(1986年)4月1日前において障害発生原因の初診日が満20歳以降にあり、その初診日に日本国内に住所を有しなかった者

(支給の申請)

第4条 給付金の支給を受けようとする者は、支給申請書(様式第1号)及び申立書(様式第2号)に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(支給の決定等)

第5条 市長は、前条の申請があった場合において、その受給資格を審査し、支給決定、不決定通知書(様式第3号)により、申請者にその結果を通知するものとする。

(給付金の額)

第6条 給付金の額は、月額20,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、月額20,000円未満の公的年金若しくは他の自治体の給付金等を受けることができる者は、当該支給月額を控除した額を給付する。

(給付金の支給対象期間等)

第7条 市長は、前2条の規定による支給の決定を受けた者(以下「受給資格者」という。)であって、かつ、次条に定める支給の停止に該当しない者(以下「受給者」という。)に対して給付金を支給するものとする。

2 給付金の支給対象となる期間は、第4条に規定する申請があった日の属する月の翌月から受給資格者がその給付金の受給資格を喪失した日の属する月までとする。

3 市長は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる月分に係る給付金を同表の右欄に掲げる支給月に支給するものとする。ただし、支給月に支給すべき給付金を支給できなかった場合又は受給資格を喪失した場合については、この限りではない。

区 分	支 給 対 象 月 分	支 給 月
第1期	4月から7月まで	8月
第2期	8月から11月まで	12月
第3期	12月から3月まで	4月

(支給停止)

第8条 市長は、受給資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間の月分の給付金の支給を停止する。

(1) 本人の前年の所得が国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)第5条の4に定める額を超えている場合 その年の8月から翌年の7月までの期間

(2) 第6条第1項に掲げる額以上の公的年金を受けることができる場合 当該公的年金を受けることができる期間

(3) 第1条に掲げる趣旨と同様の趣旨で他の自治体が支給する給付金で、かつ、

当該給付金の額が第6条第1項に掲げる額以上のものを受けすることができる場合 当該受給期間

(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている場合 当該保護を受けている期間

2 前項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、国民年金法第36条の3第1項による障害基礎年金の支給を停止する場合の範囲及びその額の計算方法の例による。

3 市長は、前2項に定めるもののほか、受給資格者が次の各号の一に該当するときは、給付金の支給を停止することができる。

(1) 正当な理由なく第13条の規定による届出をしないとき

(2) 第14条の規定に違反したとき

(3) 虚偽その他不正な手段により、給付金の支給を受け、又は受けようとしたとき

(支給停止等の通知)

第9条 市長は、前条の規定により給付金の支給を停止するときは支給停止通知書（様式第4号）により、また、支給停止を解除するときは支給停止解除通知書（様式第5号）により、当該受給資格者に通知するものとする。

(受給資格の喪失)

第10条 受給資格者が次の各号の一に該当するに至ったときは、当該至った日に給付金を受ける資格を喪失する。

(1) 死亡したとき

(2) 第3条に掲げる対象者の要件に該当しなくなったとき

(喪失の通知)

第11条 市長は、受給資格者が前条の規定により、受給資格を喪失したときは資格喪失通知書（様式第6号）により当該受給資格者又はその者と生計を一にする親族に通知するものとする。

(未支給の給付金)

第12条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者が支給すべき給付金でまだその者に支給していなかったものがあるときは、国民年金法第19条第1項、第4項及び第5項の例により、その未支給の給付金を支給することができる。

2 前項の給付金の給付を受けようとする者は、未支給給付金支給申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する申請があったときは、これを審査し、未支給給付金支給決定、不決定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

(届出)

第13条 受給資格者は、毎年7月1日から7月31日までの間に、毎年7月1日現在の状況を、現況届（様式第9号）により市長に届けなければならない。

2 受給資格者は、毎年7月1日から7月31日までの間に、当該受給資格者の前年の所得について証明できる書類を市長に届け出なければならない。ただし、

本市において前年の所得状況が確認できるときは、この限りではない。

3 受給資格者又は受給資格者と生計を同じくしている者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、速やかに、喪失・変更届（様式第10号）により市長に届けなければならない。

(1) 第10条の規定により受給資格を喪失したとき

(2) 受給資格者の住所又は氏名を変更したとき

(3) 公的年金の受給額に変更があったとき

(4) 他の自治体の給付金の受給額に変更があったとき

(5) 生活保護の受給に変更があったとき

(6) 前5号に掲げるもののほか、給付金の支給要件にかかる事由に変更があったとき

(譲渡及び担保の禁止)

第14条 給付金の支給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(給付金の返還)

第15条 市長は、給付金の支給後、受給者又は受給者であったものが第8条による支給の停止又は第10条による受給資格の喪失要件に該当していたことを確認し、支給の決定を取り消した場合は、給付金返還通知書（様式第11号）により、当該受給者又は受給者であったものに対して既に支給した給付金の全部又は一部の返還を請求することができる。

(台帳の整備)

第16条 市長は、当該事業の運営状況を明らかにするために、重度心身障害者福祉給付金支給者台帳その他必要な台帳を整備するものとする。

(委任)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の山口市重度心身障害者福祉給付金支給要綱（山口市制定）又は、小郡町重度心身障害者福祉給付金支給要綱（小郡町制定）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。